

## 事前点検シート

計画主体名	上湧別町		
計画期間 実施期間	H21 ~ H23 H21	総事業費(交付金)	521,620千円(260,810千円)

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画の目標は定住人口の確保及び地域産物の販売額の増加であり、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定した基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	本計画は、当地区における基本計画である第4次上湧別町総合計画(H13)、上湧別町過疎地域自立促進市町村計画(後期H17見直し)、及び重要計画である上湧別町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(H18)との整合性が図られており、特に総合計画において重点的施策とされる「自然にやさしい産業のまちづくり」に運動するものである。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	本計画はえんゆう農業協同組合をはじめとした農業関係者の要望を基調としたものであり、町、普及センターやホクレン等関係機関との十分な協議に基づくものである。
事業の推進体制は確立されているか	○	事業実施において、事業実施主体のえんゆう農業協同組合を中心に、生産部会(玉葱振興会、特作部会)と事業推進体制が確立されている。また、事業推進には、町や普及センターとの連携を図り、また、ホクレンと協議できる体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	事業内容は、玉葱集出荷貯蔵施設の拡張及び野菜加工処理施設の新設であり、そのことにより、目標及び事業活用活性化計画目標である「地域産物の販売額の増加」と「定住人口の確保」につながる展開となっており、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は3年間である。また、実施期間は、平成21年の1年間であり、実施要綱の定めた「活性化計画の期間内」に合致している。また、計画期間は、えんゆう農業協同組合の財政計画を含む実施計画、収支計画、管理計画を構築により、その事業効果の発現を考慮したものとなっている。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	全て交付額限度額の範囲内となっている。

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	現在実施中、または完了した事業を交付対象にした事業はない。
増改築等若しくは合休又は古村を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱の運用に定める基準を満たしているか	○	増改築等若しくは合休又は古村を利用した施設整備を行う事業ではない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	野菜加工処理施設(31年)、冷凍貯蔵設備(13年)、野菜加工機器(8年)であり、全て5年以上である。 ※野菜加工処理施設-建物、鉄筋コンクリート造、作業場、その他のもの ※冷凍貯蔵装置-建物付属設備、冷房、暖房、通風又はボイラー設備、冷暖房設備 ※野菜加工機器-機械及び装置、その他の農産物加工設備
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により、適切に算出している。

	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記により算出した結果、1.06となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		○	事業内容は、野菜加工処理施設建設であり、事業実施主体はえんゆう農業協同組合であります。また、本計画区域は過疎振興地域の指定を受けています。本事業は、実施要綱に定める要件類別16であり、全ての要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		○	事業実施主体はえんゆう農業協同組合であり、また計画主体が町であることから、責任を持った適正な運用が担保できる。
施設等の利活用の見直し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	近隣市町村に2次加工処理施設はなく、想定される適切な数値としている。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	加工品となる玉葱及び南瓜は、全て、計画区域(上湧別)産を利用し、加工期間は、9月から6月までの10ヶ月間を設定されている。また、加工品の出荷も年間を通しての出荷が可能であり、その施設の機能を十分検討した施設となっている。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設の規模は、全道共計の義務付けられている加工割当を担える規模としている。また、設置場所は、えんゆう農業協同組合の集出荷施設の近隣であり、外の施設との連携がとれている。当該施設の利用環境が十分踏まえた規模、設置場所となっている。
事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	北海道土木建築設計積算基準等により、適切な算定を行っている。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	事前に計画の段階で、施設、機器に十分比較検討がなされ、コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	附帯施設については、給水施設及び排水処理施設があり、施設の効果の発現に必要なものに限定され、施設本体とともに適正な管理を行うものである。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	備品については、台車、解凍専用コンテナ等があり、汎用性の高いものは交付対象とはしておらず、施設の効果の発現に必要なものに限定され、適正な管理を行うものである。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		○	整備予定場所は、えんゆう農業協同組合の事務所、玉葱及び南瓜の集出荷施設の近隣に位置し、立地性や利便性を考慮したものである。活性化に向けた効果の発現に最も適した場所となっている。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか		○	施設用地は、すべて確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		○	事業実施主体の実施計画(資金計画含む)はえんゆう農業協同組合の理事会で承認済みであり、収支計画、管理計画が策定されている。 歳入-国庫補助金(260,810千円)、町補助金(0千円)、事業実施主体負担金(286,891千円) 歳出-野菜加工処理施設建設費(547,701千円) 事業実施主体負担は、北海道債連借入により賄う。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	事業実施主体による野菜加工施設管理規程を策定され、理事会承認済みであり、施設の管理・更新に必要な資金は検討済みである。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	事業実施主体による運営計画及び収支計画が策定されている。 歳入-加工品販売額(136,371千円) 歳入-材料費(30,952千円)、人件費(50,951千円)、光熱水費(14,238千円)、管理費(5,250千円)、雑費(9,135千円)、償却費(15,216千円)、租税公課(5,216千円)、支払利息(2,132千円)、保険料(491千円)。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		-	該当無し。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。